

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年5月15日
【四半期会計期間】	第39期第1四半期（自平成29年1月1日至平成29年3月31日）
【会社名】	オプテックスグループ株式会社
【英訳名】	OPTEX GROUP Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼COO 小國 勇
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号 （同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	滋賀県大津市雄琴五丁目8番12号
【電話番号】	077(579)8000（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役兼CFO 東 晃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第1四半期連結 累計期間	第39期 第1四半期連結 累計期間	第38期
会計期間	自平成28年 1月1日 至平成28年 3月31日	自平成29年 1月1日 至平成29年 3月31日	自平成28年 1月1日 至平成28年 12月31日
売上高 (百万円)	6,584	9,145	31,027
経常利益 (百万円)	728	1,309	3,086
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	475	844	1,809
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	39	797	1,249
純資産額 (百万円)	25,216	28,984	28,654
総資産額 (百万円)	30,531	38,265	37,681
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	28.71	48.69	109.33
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	28.70	48.65	109.24
自己資本比率 (%)	77.7	68.8	65.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

当社は、平成29年1月1日付で、当社が営むグループ経営管理事業を除く一切の事業を当社の100%子会社であるオプテックス新事業準備株式会社に承継させる吸収分割を行い、持株会社体制に移行するとともに、同日付で当社は「オプテックスグループ株式会社」に、オプテックス新事業準備株式会社は「オプテックス株式会社」にそれぞれ商号を変更いたしました。

なお、持株会社体制への移行に伴い、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分及び名称を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済情勢は、政府の経済政策、先進国経済の回復、中国経済の持ち直し等を背景に、企業収益や雇用情勢の改善が見られるなど、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外におきましては、景気は緩やかに好転しつつあるものの、米国新政権の政策運営や欧州の政治情勢などへの警戒感の高まりから、先行きの見通しが困難な情勢となっております。

このような状況の下、当社グループは、組織再編を行い平成29年1月1日より持株会社体制へ移行いたしました。この新しいグループ体制において、「ベンチャースピリット溢れる企業集団を目指す。」を経営方針に掲げ、第2創業期のスタートとの位置づけの下、各事業会社が事業に専念できる組織環境を整え、グループとしての一体感を醸成することで新たなグループシナジーを創出することに努めてまいりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間は、シーシーエス株式会社が連結子会社に加わったことやF A事業の伸長等により、売上高は91億45百万円と前年同期に比べ38.9%の増収となりました。利益面につきましても、営業利益は13億32百万円（前年同期比49.8%増）、経常利益は13億9百万円（前年同期比79.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は8億44百万円（前年同期比77.7%増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

なお、持株会社体制へ移行したことに伴い、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分及び名称を変更しております。以下の前年同期比較については、変更後のセグメント区分に組み換えた数値で比較しております。詳細は、「第4 経理の状況 1四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

#### SS事業

当社グループの主力事業であるSS事業は、売上高51億11百万円（前年同期比1.7%減）、営業利益7億40百万円（前年同期比7.5%減）となりました。

防犯関連につきましては、売上高33億56百万円（前年同期比1.5%減）となりました。国内におきましては、警備会社向け屋外用センサの販売が堅調に推移した結果、前年同期実績を若干上回りました。一方海外におきましては、アジア向けの販売は順調に推移いたしましたが、北米及び欧州向けは現地通貨ベースでの販売は伸長したものの、為替の影響により前年同期実績を下回る結果となりました。

自動ドア関連につきましては、国内向けの販売は堅調に推移したものの、海外向けの販売が前年同期実績を下回り、売上高10億38百万円（前年同期比4.7%減）となりました。

#### FA事業

FA事業は、国内におきましては、半導体、二次電池、フラットパネルディスプレイなどの電子部品業界及び食品業界向けの販売が順調に推移いたしました。また、海外におきましても欧州及び中国向けの販売が順調に推移し前年実績を上回りました。この結果、売上高は16億86百万円（前年同期比22.2%増）、営業利益は2億54百万円（前年同期比147.2%増）となりました。

#### MVL事業

MVL事業は、国内におきましては、レンズ・カメラなどの周辺商材を含めたソリューションの拡充と提案の強化が進行し、受注機会の増加により売上高は堅調に推移いたしました。

海外におきましては、欧州では半導体市場の回復基調により大手顧客向けの売上が伸長し、シンガポールをはじめ東南アジアでも販売が順調に拡大いたしました。この結果、売上高は23億43百万円、営業利益は3億56百万円となりました。

<参考>

・地域別売上高

当第1四半期連結累計期間（自平成29年1月1日至平成29年3月31日）（単位：百万円）

日本	米州	欧州	アジア	計
4,031	1,123	2,721	1,268	9,145

（注）1．地域は、地理的近接度により区分しております。

2．各区分に属する主な地域の内訳は次のとおりであります。

（1）米州 …………… 北米、中南米

（2）欧州 …………… ヨーロッパ、中東、アフリカ

（3）アジア …………… アジア、オセアニア

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6億9百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年5月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,484,732	17,484,732	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	17,484,732	17,484,732	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成29年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 平成29年1月1日を効力発生とするオプテックス・エフエー株式会社との株式交換により、発行済株式総数は500,136株増加し17,484,732株となっております。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年1月16日
新株予約権の数(個)	146(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成29年2月1日～平成59年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,424円(注)2 資本組入額 1,212円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は新株予約権1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. (1) 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の公正価額相当額の払込に代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(2) 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式を予定しており、これにより新規に発行される株式はありません。なお、自己株式により充当させる場合は、資本組入を行いません。

3. (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記2.に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) 新株予約権の行使条件

上記3.に準じて決定する。

##### (9) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ. 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について、当社の承認を要すること又は当該種類の株式について、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成29年1月1日 (注)	500,136	17,484,732	-	2,798	1,671	5,321

(注) 平成29年1月1日を効力発生とするオプテックス・エフイー株式会社との株式交換により、発行済株式総数が500,136株、資本準備金が1,671百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】  
 当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】  
 当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 426,500 (相互保有株式) 普通株式 28,600	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,449,100	164,491	同上
単元未満株式	普通株式 80,396	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,984,596	-	-
総株主の議決権	-	164,491	-

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) オプテックス株式会社	滋賀県大津市におの浜四丁 目7番5号	426,500	-	426,500	2.51
(相互保有株式) オフロム株式会社	福井県福井市三留町72-10	28,600	-	28,600	0.17
計	-	455,100	-	455,100	2.68

2【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,000	10,168
受取手形及び売掛金	7,838	8,411
有価証券	621	247
商品及び製品	3,056	3,082
仕掛品	314	355
原材料及び貯蔵品	1,674	1,853
繰延税金資産	534	568
その他	836	1,062
貸倒引当金	44	39
流動資産合計	24,833	25,711
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,290	1,288
機械装置及び運搬具(純額)	313	288
工具、器具及び備品(純額)	617	626
土地	1,966	1,966
建設仮勘定	86	63
有形固定資産合計	4,275	4,233
無形固定資産		
特許権	785	764
商標権	826	803
顧客関係資産	1,410	1,369
のれん	887	851
その他	503	482
無形固定資産合計	4,414	4,272
投資その他の資産		
投資有価証券	3,023	2,951
長期貸付金	30	47
繰延税金資産	589	549
その他	566	550
貸倒引当金	51	50
投資その他の資産合計	4,158	4,048
固定資産合計	12,847	12,554
資産合計	37,681	38,265

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	1,630	2,113
短期借入金	1,663	1,503
1年内返済予定の長期借入金	170	151
未払金	988	817
未払法人税等	390	470
繰延税金負債	13	12
賞与引当金	236	390
役員賞与引当金	3	9
その他	607	606
流動負債合計	5,704	6,076
<b>固定負債</b>		
長期借入金	160	118
繰延税金負債	1,117	1,082
再評価に係る繰延税金負債	22	22
退職給付に係る負債	1,085	1,105
役員退職慰労引当金	289	121
その他	647	754
固定負債合計	3,322	3,205
負債合計	9,026	9,281
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,798	2,798
資本剰余金	3,667	4,824
利益剰余金	18,337	18,768
自己株式	543	177
株主資本合計	24,260	26,213
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	148	168
土地再評価差額金	5	5
為替換算調整勘定	134	30
退職給付に係る調整累計額	33	33
その他の包括利益累計額合計	243	99
新株予約権	37	35
非支配株主持分	4,113	2,636
純資産合計	28,654	28,984
負債純資産合計	37,681	38,265

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)
売上高	6,584	9,145
売上原価	2,925	4,006
売上総利益	3,659	5,138
販売費及び一般管理費	2,769	3,806
営業利益	889	1,332
営業外収益		
受取利息	30	10
受取配当金	10	13
受取賃貸料	4	5
持分法による投資利益	0	48
保険解約返戻金	0	-
投資事業組合運用益	1	9
その他	5	12
営業外収益合計	52	101
営業外費用		
支払利息	0	4
為替差損	187	103
賃貸費用	4	3
その他	21	14
営業外費用合計	213	125
経常利益	728	1,309
特別利益		
固定資産売却益	14	-
特別利益合計	14	-
特別損失		
固定資産除売却損	0	0
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純利益	743	1,308
法人税、住民税及び事業税	265	388
法人税等調整額	10	41
法人税等合計	255	347
四半期純利益	487	960
非支配株主に帰属する四半期純利益	12	116
親会社株主に帰属する四半期純利益	475	844

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)
四半期純利益	487	960
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	55	16
土地再評価差額金	1	-
為替換算調整勘定	473	179
退職給付に係る調整額	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	527	163
四半期包括利益	39	797
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	40	699
非支配株主に係る四半期包括利益	1	98

【注記事項】

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)
減価償却費	147百万円	264百万円
のれんの償却額	61	31

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月26日 定時株主総会	普通株式	331	20	平成27年12月31日	平成28年3月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

株主資本の金額は前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年3月25日 定時株主総会	普通株式	413	25	平成28年12月31日	平成29年3月27日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年1月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、オプテックス・エフエー株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。この結果、当第1四半期連結累計期間において、資本剰余金が1,156百万円増加し、自己株式が375百万円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成28年1月1日至平成28年3月31日)  
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	SS事業	FA事業	MVL事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	5,201	1,379	-	6,581	3	6,584	-	6,584
セグメント間の内部 売上高又は振替高	17	0	-	18	5	24	24	-
計	5,219	1,379	-	6,599	9	6,608	24	6,584
セグメント利益	800	102	-	903	14	889	0	889

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、スポーツクラブの運営等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年1月1日至平成29年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	SS事業	FA事業	MVL事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	5,111	1,686	2,343	9,140	4	9,145	-	9,145
セグメント間の内部 売上高又は振替高	50	8	0	58	3	61	61	-
計	5,161	1,694	2,343	9,199	8	9,207	61	9,145
セグメント利益	740	254	356	1,351	13	1,338	5	1,332

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、スポーツクラブの運営等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額5百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

平成29年1月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントを変更し、従来の「センシング事業」「FA事業」「マシンビジョン照明事業」「生産受託事業」の4区分から、「SS事業」「FA事業」「MVL事業」の3区分に変更しております。

変更後の各報告セグメントの主な製品群及びサービスは次のとおりであります。

セグメントの名称	主な製品群及びサービス
SS (Sensing Solution) 事業	防犯関連、自動ドア関連、計測関連、交通関連、電子機器受託生産サービス、客数情報システム、電子部品の開発及び販売
FA (Factory Automation) 事業	ファクトリーオートメーション関連
MVL (Machine Vision Lighting) 事業	画像処理用LED照明装置関連

なお、前第1四半期累計期間のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(株式交換による連結子会社の完全子会社化)

当社と当社の連結子会社であるオプテックス・エフエー株式会社(以下、「オプテックス・エフエー」という。)は、平成28年8月3日に開催された両社の取締役会において、当社がオプテックス・エフエーを完全子会社化するための株式交換を行うことを決議し、平成29年1月1日付で株式交換を実施いたしました。

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

統合当事企業の名称 オプテックス・エフエー

事業の内容 ファクトリーオートメーション用光電センサ関連機器・装置の開発、設計、製造、販売等

企業結合日

平成29年1月1日

企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、オプテックス・エフエーを株式交換完全子会社とする株式交換

結合後企業の名称

結合後の企業名称の変更はありません。

その他取引の概要に関する事項

当社グループ全体の効率性を追求し経営資源の最適化を実現していくとともに、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを強化することで、企業価値のさらなる向上を図る必要があると判断し、同時に実施する持株会社体制のもと、経営資源の集中投下、機動的なグループ経営及び連携シナジーの極大化を目指すことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 追加取得した子会社株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 当社普通株式 2,046百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

株式の種類別の交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	オプテックス・エフエー (株式交換完全子会社)
株式交換に係る交換比率	1	0.34

オプテックス・エフエーの普通株式1株に対して、当社普通株式0.34株を割当て交付いたしました。ただし、当社が保有するオプテックス・エフエーの普通株式2,720,000株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。

株式交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、当社及びオプテックス・エフエーは、当社及びオプテックス・エフエーの双方から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はSMB C日興証券株式会社を、オプテックス・エフエーは株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティングを、第三者算定機関に選定いたしました。また、当社は森・濱田松本法律事務所を、オプテックス・エフエーは弁護士法人中央総合法律事務所をそれぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

当該第三者算定機関は、当社及びオプテックス・エフエーが金融商品取引所に上場しており、市場価格が存在することから市場株価法及び将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法をそれぞれ採用して株式交換比率の算定を行いました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及びリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成28年8月3日開催の両社の取締役会において、それぞれ決議いたしました。



交付株式数

当社普通株式 800,136株

(上記交付株式数のうち、当社が保有する自己株式を300,000株充当し、残数500,136株については、新たに普通株式を発行いたしました。)

(5) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

1,156百万円

(会社分割を用いた持株会社体制への移行)

当社は、平成28年8月3日開催の取締役会の決議及び平成28年9月30日開催の臨時株主総会における吸収分割契約の承認を受け、平成29年1月1日付で当社を吸収分割会社として、当社が営むグループ経営管理事業を除く一切の事業を当社の100%子会社であるオプテックス新事業準備株式会社に承継し、同日をもって持株会社体制に移行いたしました。

(1) 取引の概要

結合当事企業または対象となった事業の名称及びその事業の内容

吸収分割会社 オプテックス株式会社(平成29年1月1日付で「オプテックスグループ株式会社」に商号変更)

吸収分割承継会社 オプテックス新事業準備株式会社(平成29年1月1日付で「オプテックス株式会社」に商号変更)

対象事業の内容 当社のグループ経営管理事業を除く一切の事業

企業結合日

平成29年1月1日

企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、当社100%子会社であるオプテックス新事業準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

その他取引の概要に関する事項

当社グループ全体の効率性を追求し経営資源の最適化を実現していくとともに、グループ全体のコーポレート・ガバナンスを強化することで、企業価値のさらなる向上を図る必要があると判断し、経営資源の集中投下、機動的なグループ経営及び連携シナジーの極大化を目指すことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	28円71銭	48円69銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	475	844
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	475	844
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,548	17,342
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	28円70銭	48円65銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	9	14
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 5月11日

オプテックスグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

尾仲 伸之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

鈴木 朋之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオプテックスグループ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オプテックスグループ株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。